

（非常口）

第25条 昭和31年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第26条並びに細目告示第36条、第114条及び第192条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 幼児専用車及び乗車定員30人以上の自動車（緊急自動車を除く。）には、左の基準に適合する非常口を設けなければならない。ただし、すべての座席が乗降口から直接着席できる自動車にあっては、この限りでない。
 - イ 非常口は、客室の右側面の後部又は後面に設けられていること。
 - ロ 乗車定員30人以上の自動車の非常口は、次号及び第4号に掲げる場合を除き、有効幅400ミリメートル以上、有効高さ1,200ミリメートル以上であること。
 - ハ 客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出し又は前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ450ミリメートルまでの部分の有効幅が250ミリメートル以上でその他の部分の有効幅が400ミリメートル以上であり、かつ、有効高さが1,200ミリメートル以上であること。
 - ニ 客室の右側面の後部に設ける非常口は、これに接して車輪おおいの張り出しがない場合で前向座席があるためやむを得ない場合は、床面からの高さ650ミリメートルまでの部分の有効幅が300ミリメートル以上でその他の部分の有効幅が400ミリメートル以上であり、かつ、有効高さが1300ミリメートル以上であること。
 - ホ 乗車定員30人未満の幼児専用車の非常口は、有効幅300ミリメートル以上、有効高さ1,000ミリメートル以上であること。
 - ヘ 非常口には、常時確実に閉鎖することができ、火災、衝突その他の非常の際に客室の内外からかぎその他の特別な器具を用いなくて開放できる外開きのとびらを備えること。この場合において、とびらは、自重により再び閉鎖することがないものでなければならない。
 - ト 非常口の附近には、バンパ、牽引こう、その他の脱出の妨げとなるものが突出しておらず、非常口の下縁と床面との間には段がついていないこと。
 - チ 非常口附近にある座席は、脱出の妨げとならないように、容易に取りはずし又は折り畳むことができる構造であること。
- 二 非常口を設けた自動車には、非常口又はその附近に、見やすいように、非常口の位置及びとびらの開放の方法が表示されていなければならない。この場合において、灯火により非常口の位置を表示するときは、その灯火の色は、緑色でなければならない。
- 三 非常口を設けた自動車には、非常口のとびらが開放した場合にその旨を運転者に警報する装置を備えなければならない。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）	第3号
二 昭和36年3月30日以前に製作された乗車定員30人以上の自動車で客室の長さが4.5メートル未満のもの	第1号

3 昭和26年3月31日以前に製作された自動車（幼児専用車を除く。）については、保安基準第26条並びに細目告示第36条、第114条及び第192条の規定は、適用しない。